

参考 1

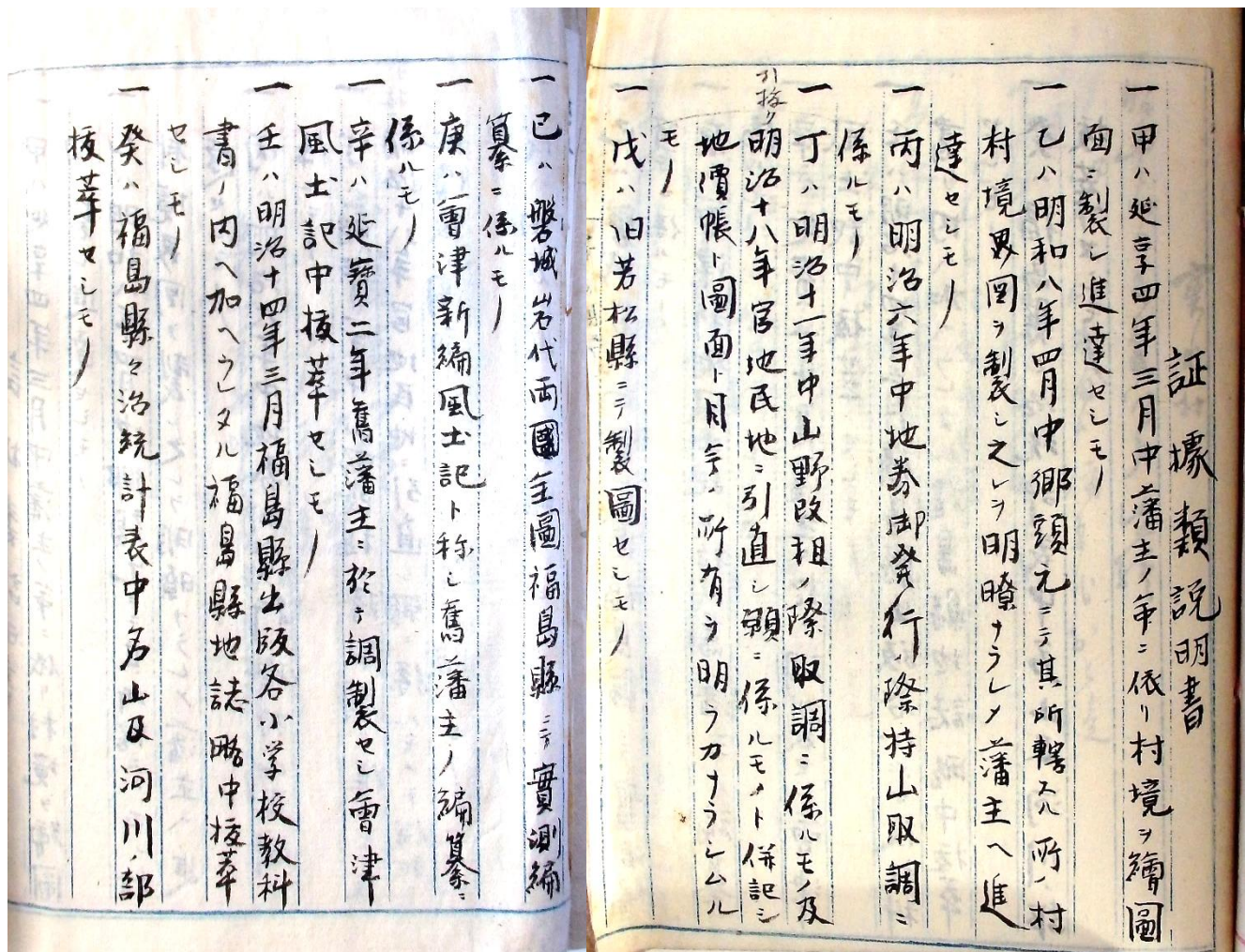
飯豊山頂の帰属問題時系列簡易年表

（『東蒲原郡史』「飯豊山山頂の帰属問題」（p.67～71）より作成

	日付	出来事概要	備考
	明治6年	神社改革の際、若松県は飯豊山神社を耶麻郡の郷社に指定する。 ※実川村側に通知なし	
	明治9年	若松県が福島県に併合。飯豊山神社も引き継がれ、福島県郷社となる。	
	明治10年	一ノ戸村は撫木分と合併し、一ノ木村となる。	資料上は一ノ木村として出てくるが、実態としては一ノ戸村というのと同じである。
	明治11年	福島県は山野の地租改正の際、神社所在地を耶麻郡一ノ木村と認定し、地価帳や図面を同村に交付する。	
	明治19年	東蒲原郡が福島県から新潟県の管轄へ変更される。	
☆	明治21年5月9日	実川・豊田・日出谷村などが飯豊山神社を東蒲原郡の郷社に指定するよう、東蒲原郡長に願い出る。	
◎	明治21年7月20日	実川・豊田・日出谷村などが飯豊山神社を東蒲原郡の郷社に指定するよう、新潟県知事に願い出る。	講座資料1 ※『国境関係書類』【請求記号：H97-土監-245】より追記
	明治21年8月	一ノ木村から反論がなされる。	
	明治22年4月	実川村は豊田村と合併し、豊実村大字実川となる。	
	明治22年8月29日	新潟県第一部庶務課は、東蒲原郡に実川の根拠絵図・文書の提出を求める。	
	明治22年9月	一ノ木村は福島県官吏を現地調査へ派遣する。	
	明治22年12月7日	実川は証拠書類を7件添えて神社所在地が同村の地籍であると主張する。そのうえで、調査をし直す様に新潟県知事に答申する。	参考2に該当
	明治23年5月11日	実川は実地調査の実施を新潟県へ要望する	
◎	明治23年5月12日	一ノ木村から実川村へ反論がなされる。	講座資料2 ※『国境関係書類』【請求記号：H97-土監-245】より追記
	明治24年4月29日	実川は実地調査の実施を新潟県へ要望する	
☆	明治26年6月	実川は新潟県へ、飯豊山神社を新潟県郷社への訂正変更を再々願する。	『国境関係書類』【請求記号：H97-土監-245】の内容はおよそここまで
		一旦記録が途切れる	
	明治31年9月10日	一ノ木村は、道路敷地1町8畝余を、神社境内地に編入することを願出る。	
	明治33年6月2日	内務・農商務両大臣から、道路敷地を神社境内地に編入する許可がおりる。	
	明治40年8月8日	飯豊山の箸王子において、一ノ木及び実川の総代が立会い、御宝前から御西御田までの査定を行う。	
	明治40年9月13日	東蒲原郡役所で査定の協定会が開かれる。 →結論は出ないが、一ノ木側に有利な見解であったという。	
	明治43年8月10日	福島県と山形県の境界査定が飯豊山上で行われる予定。→大雨にて中止となる。	
	明治43年12月1日	相川村外三ヶ村組合役場で会合が行われる。→福島・山形県境は確定する。	
		※これ以後は資料を欠きいつどのように決着したかは不明	
	明治40年代	新潟県・福島県の県境問題は未決着と思われる。	

参考2

実川村が明治21年に提出した証拠類一覧



証拠類説明書

- 一 甲 延享四年三月中藩主ノ命ニ依リ村境ヲ繪圖面ニ製シ進達セシモノ
- 一 乙 八明和八年四月中郷頭元ニテ其所轄スル所ノ村境界図ヲ製シ之レヲ明瞭ナラシメ藩主ヘ進達セシモノ
- 一 丙 八明治六年中地券御発行ノ際持山取調ニ係ルモノ
- 一 丁 八明治十一年中山野改租ノ際取調ニ係ルモノ及
(引抜ク)
明治十八年官地民地ニ引直シ願ニ係ルモノト併記シ
地価帳ト図面ト目今ノ所有ヲ明ラカナラシムル
モノ
- 一 戊 八旧若松県ニテ製図セシモノ
- 一 己 八磐城岩代両国全図福島県ニテ実測編纂ニ係ルモノ
- 一 庚 八会津新編風土記ト称シ旧藩主ノ編纂ニ係ルモノ
- 一 辛 八延宝二年旧藩主ニ於テ調製セシ会津風土記中抜粹セシモノ
- 一 壬 八明治十四年三月福島県出版各小学校教科書ノ内ヘ加ヘラレタル福島県地誌略中抜粹セシモノ
- 一 癸 八福島県々治統計表中名山及河川ノ部抜粹セシモノ